



経済政策の目的について：国際経済政策論の一節

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永島, 清 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002186

経済政策の目的について

——国際経済政策論の一節——

永 島 清

§1 経済政策目的論における機能的観点と意味的観点

従来、経済学の経験科学主義的立場からは、経済学者は経済政策の目的を定立しこれを客観化することはできない。ただ所与の目的に対してこれが実現されるための条件をたずね、かつそれが実現される場としての経済秩序を明らかにすることに使命がある、との見解が支配的であって、経済政策の目的の問題は、所与目的に対する手段の整合性判断、所与目的に対する手段の効果判断の分析という形で取扱われ、回避されているように見える。なるほど経済学についての経験科学的立場に立つ限りにおいては特定の経済主体（単一主体であれ集合体であれ）の目的については、価値判断の多元性から一般に目的樹立の客観性・正当性を論定することが困難であることを免がれない^①。しかし経済政策の目的についての立論は上述の観点に止まらず、なお別個の仕方において論議すべき観点が残されているものと思われる。本論においてはこの点について一考を試みたいと考える^②。

① この点については主として次に依拠した。

山田雄三「計画の経済理論・序説」1942

経済政策の目的についてのこの思考の方向は、わが国においては最近に至っても同じ方向においてうけつがれている。

熊谷尚夫「経済政策学原理」1964，第2章

所与の経済政策目的を手段・効果・機能分析の関連においてのみその存立をみとめる論者は経済政策目的に関する機能派あるいは機構分析派とよばれうるであろう。

② 上述，機能派に先立つおよび機能派以外の経済政策論者は経済政策目的の合目的性・合理性・必然性・客観性について立論するものと思われる。これらの論者は経済政策目的に関する意味派とよばれるであろう。経済政策目的についての「態度分析」「意味関連分析」は機能派の所説を考慮した上での意味派の所論であると考えられる。本論の所論も行論の結果によって示されるように経済政策目的について論ずる限りにおいて意味派に属するものである。意味派の存立の可能性についていえば，例えば「中期経済計画」あるいは「新長期経済計画」という予測的要素を多分にふくむ経済政策の中に経済目的が掲げられ，あるいは含まれている場合，これら目的は果して所与としてのみ取扱われて，さらに何らの問われるべき要因がそこに存在しないかという疑問に対して意味派の存立が考慮されるべき余地があるものと思われる。

アングロ・サクソン系経済学者としてはめずらしい経済政策方法論者であるハチスンは，われわれの方法論的反省のために依拠すべき最近の所論であると思われる。

Hutchison, T. W., *'Positive' Economics and Policy Objectives*, 1964
(ハチスン，長守善監訳「経済政策の目的」1965)

これに反して，アメリカにおいてはアングロ・サクソン系的思考の流れに沿っての経済政策目的の取扱い方法がやはり支配的であるように見える。例えばつぎを参照せよ。

Mason, E. S., "Objectives of a mature society," in (ed. by) Edwards, E. O., *The Nation's Economic Objectives*, 1965

この点ボウルディングは経済政策目的の所論において含蓄的である。

Boulding, K. E., *Principles of Economic Policy*, 1958 ch. 6

(ボウルディング，海老原他訳「経済政策の原理」1960，第6章)

ドイツにおける経済政策目的についての議論についてはつぎを参照した。野尻武敏「一般経済政策論」1965

(勿論，この点に関しても本書はドイツにおける事情の紹介に止るものではない。前述に関連していえばウェーバー的思考のアメリカ経済学者への影響についても言及している。)

ヨーロッパ・アメリカの経済学者による経済政策目的の現実経済政策への関連についてはつぎのものが包括的であると思われる。

Kirschen, E. S. et al, *Economic Policy in our Time*, 1964.

(カーシェン，渡部監訳「現代の経済政策」上，下，1965，1966)

本論はさきに公にされた経済政策目的をふくむ経済政策論への筆者の関心の延長の上であり，本論の副題が示すようにそれを国際経済政策論へつ

なぐものである。本論は主として前述の諸研究に負うところ大であるが、それに捉われることなく、経済政策目的についての見解を展開する。

永島清『経済計画と経済厚生』——バァグソンの計画の諸目的について—— 滋賀大学「彦根論叢」No. 3, 1950, 12月

同上『国際経済と経済成長計画』——現行計画と問題点——「国際経済と経済変動」1961, 第5章

§2 経済目的と経済政策目的

個別経済主体（家計，企業，およびそれらの類似団体機関，政府機関）は一定の経済的欲求達成のための目的を有するが，これら一般的経済目的に対して一国の政府機関が（あるいは政府機関の名において）一定の経済目的をかかげ対内民間経済および対外国民経済に一定期間にわたり特定の経済的手段をとおして干渉する場合（換言すれば経済政策を施行する場合），そこに経済政策目的があると考えられる。

（この際政府の年々の経常的干渉活動と考えられるものは除去される。その典型は経常的な財政活動であろう。しかし，経済政策の政策期間が長期に及ぶ場合には非経常的部分は経常化するものと考えられる。）従って民間の個別経済主体（およびその集団をふくむ）の経済活動が対内・対外国民経済に及ぼす影響が大であり，効果において類似性があるからという理由でこれを経済政策とみなすことはできない。（例えば企業集団，カルテルなどの経済活動。）その理由は経済的効果をもたらす実勢ではなしに，政策施行の国家機関の強制力の有無に経済政策の存在の基準がおかれるからである。^①

- ① この点については多元論的国家観からは政府の経済活動と特定の社会勢力のもつ経済活動との間の境界は否定されるであろう。本論においても，いわゆる民主主義社会での政策決定が主として代議員の多数決によるという条件からみて十分に，かつ場合によっては決定的にその見解が是認される場合がありうるものとする。観察的・分析的立場からは政策主体（あるいは偽装主体）の確認という点に注意が払われなければならない。（この点を対外経済関係で例示すれば、『対外経済（政策）問題は国内経済問題である。』という命題は政策主体の多元性と多元的主体間の相反性を示して

いるものと思われる。) また国家の政策施行の強制力に関しては、予測的要因の増大と誘導的政策要因の増大とをふくむ最近の経済政策(とくにその特定の形態である経済計画)を考慮する場合には強制力のもつ基準としての資格が軽減されつつあるものと考えなければならない。

また経済目的および経済政策目的に対して何らかの経済外的目的(倫理的、宗教的、精神的など)を必然的に前提する立場があるが、これは経済領域の独自性の可能(例えば生存水準における経済問題は経済問題だけに限られる度合、大であろう。但し、低開発国にあっては必ずしもそうではない場合がある。)、他領域間の相反性相対性との二点から、経済外的目的の必然性は否定されうるものと考えられる。

§3 対立的経済政策諸目的

その性質を異にする、特に相反的である諸種の経済政策目的を対比検討するに先立って経済政策目標と社会理念的目的とをそれぞれ経済政策目的から区別しておく必要がある。比較的抽象的目的である経済政策目的に対して比較的具体的達成基準を経済政策目標として区別するのが妥当であろう。他方、経済政策目的に対して一層抽象的であり、かつ広汎にわたる目的の存在が考えられるが、これは社会理念的目的とよばれうるであろう。経済目的に対して、より抽象的であり経済外的要因を内容とする点から、これは区別されるべきものと考えられる。

(例えば、ある経済政策目的につながる「社会的正義の現実化」とか「偉大な社会」の実現とかは経済をふくむ一つの社会的思想として掲げられる。) 経済目的は抽象的であるが経済的条件であらわされる。(「国民生活水準の向上」とか、「完全雇用の達成」、「その水準の引上げ」など、あるいは「国民経済内の平準化・平等化」など。) これに対して経済政策目標は具体的個別的に経済的諸数量または諸関係としてあらわされる。(例えば、「何人あるいは何%の雇用増加」、「何十億ドルの輸出達成」など、あるいは、「財産・所得の平等化」など。特に具体的諸関係という項目がとり上げられるのは、一定の経済組織の変改が目標とされる場合、例えば、「会社組織の普遍化」、「国際協調機関の創設

・加盟」を目標とする場合が考えられるからである。) 以上によれば、社会理念的目的、経済政策目的、経済政策目標の間に目的序列の高次性低次性をあてはめることができるであろう。その基準が経済外的・内的性質の差異、抽象性・具体性の度合によるが、この基準を経済政策目的に限って適合する場合には経済政策目的を比較的高次目的と比較的低次目的との二種類に分類が可能であろう。ある一つの経済政策にかかわる社会理念的目的、高次経済政策目的、低次経済政策目的、経済政策目標の間に整合性が要請されることはいうまでもないであろう。同一の経済政策に経済政策目的が単一の状態でふくまれるか、複数の形でふくまれるかによってわれわれはこれらを単一目的と複数目的・複合目的とに区別することになるであろう。単一目的の場合とは必ずしも限らないが、簡単化のために単一目的を例として経済政策目的の性質について次のことが考えられる。それは掲げられる経済政策目的には陽表目的（あるいは表見的目的）がみられ、その背後に陰伏目的（あるいは実体的目的）が伏在する場合があることである。陰伏目的の存在の推断あるいは認定を行なおうとする立場は、政府機関を特定集団・階級の代表機関とみなす国家・政府についての多元論的立場であろうと考えられる。（例えば「国民所得増大」という表見的目的に「分配率変革」の実質目的が付帯されるか、陰伏されている場合、あるいは「比較優位の原理の実現」、従って「貿易完全自由化」という目的によって「後進的潜在発達能力の圧殺」が目的とされる場合。）しかしこれら目的は必ずしも陽表、陰伏の形をとるとは限らないから単一目的を例示とすることに止まることはできない。その場合、目的は主目的、従目的（あるいは付随目的）として複合目的の形をとるものと思われる。一般に複合目的（目的の結合の程度によって複数目的が併存すると考えられる場合がある）が相互に果して整合的であるか否かについて検討されるとき、その結果によって複合・複数目的の中に整合目的と競合目的が分類されることになる。競合目的の併存には矛盾がふくまれることはいうまでもない。そうしてそれら競合目的に対応

する競合目標は政策遂行のメカニカル・プロセスに困難をもたらすものと考えられる。(例えばある段階における高度成長と国際収支・雇用需給の矛盾。) 複合目的は政策波及の過程の事實的・時間的關係から直接目的と間接目的に區別されうるが、これらは主目的と従目的と交叉する關係にあるものと思われる。「中央銀行の金融引締め」が当面、「市中銀行の貸出し抑制」を直接目的とし、「企業活動の抑止」を通して主目的である「国際収支のバランス」を間接目的とする場合である。)

§ 4 諸目的分類の目的 (暫定的結論)

分類学的分析 (taxonomic approach) によって得られるところは必ずしも多いとはいえないかもしれない。しかし一つの対象を明確に把握する第一歩は有意味な仕方において対象を分類区分しそれを位置づけることにあると考えられる。(Machlup, F., "International economic co-operation", p. 74 in (ed. by) Edwards, E. O., *The Nation's Economic Objectives* ((前出)) 参照) 経済政策目的についても「所与目的」を分類基準にかけて所属区分をたしかめ、そうして、それら所属の範ちゅうを綴り合わせることによって、その「所与目的」の性質は一層正確に推測ないし認定されうるものと思われる。